

用語集（五十音順）

- **NPO**

民間非営利組織のこと。「ノン・プロフィット・オーガニゼーション (non-profit organization)」の略。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

- **介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設。

- **介護老人保健施設**

病状安定期にあり、リハビリテーション等の医療ケアを必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下で介護及び機能訓練その他必要な日常生活上の世話をを行い、自宅への復帰を目指す施設。

- **介護予防ケアマネジメント**

予防給付のケアマネジメントと地域支援事業における介護予防ケアマネジメント事業を指す。市区町村が責任主体となり、地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種が連携して対応する。特定高齢者を対象に、要支援状態等となることの防止及び要支援認定者を対象に要介護状態への悪化防止を一体的に行う。

- **ケアマネジメント**

要介護認定者に対し、一人ひとりのニーズや状態に則して、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能。介護保険制度で位置付けられている。

- **ケアマネジャー（介護支援専門員）**

ケアマネジメントの機能を担うために介護保険法で定められた専門家のことで、要介護認定者本人や家族の希望を聞きながら、どのような介護が必要かを検討し、支給限度額を目安に、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。サービス利用について居宅サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

- **コーホート要因法**

年齢別の人口の加齢にともなう生じる経年の変化を、人口の増減を決定する出生、死亡、社会移動（転入、転出）ごとに個別に推計し、その結果を合成して将来における人口を推計する方法。

- **サービス付高齢者向け住宅**

増え続ける高齢者の単身者や夫婦のみの世帯の孤立化を防ぐため、介護・医療と連携して見守りなどの生活支援サービスを提供する施設。バリアフリー対応の住宅であり、少なくとも日中はケアの専門家が常駐し様々な相談に対応する。

- **社会福祉協議会**

社会福祉法に基づいて、全国・都道府県・市区町村に設置されている社会福祉法人で、地域で福祉活動を行う住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関など様々な団体と連携を図りながら、地域福祉を推進する中心的役割を担う。また、自治会・町内会や民生委員児童委員協議会を中心とした地域住民が主体となって組織されている任意の団体として地区社会福祉協議会もある。

- **小規模多機能型居宅介護**

「通い」を中心として、要介護者の容態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで在宅での生活を支援する。

- **地域支援事業**

介護保険法に規定されていて、被保険者（介護保険第1号被保険者に限る）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のために必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く）。市区町村が責任主体となり実施する。

- **地域密着型サービス**

介護保険制度において、制度見直しにより平成18年4月から新たに創設されたサービス。利用者は、原則として当該市区町村の被保険者に限られ、サービス事業者の指定権限は、保険者（市区町村）が有している。

- **地域密着型特定施設入居者生活介護**

入居定員29人以下の介護専用型の有料老人ホームで、入居している要介護者について、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- **地域包括支援センター**

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法第115条の45）。現在、鎌倉市内には、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域にそれぞれ設置されている。平成24年度からは、特に高齢者人口の多い、鎌倉地域と大船地域に1カ所ずつ増設し7カ所になる。主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）、社会福祉士、保健師・看護師の三職種を配置し、それぞれの専門性を活かして、互いに協力しながらチームで活動することにより、高齢になっても住みなれた地域で安心してその人らしい生活が送れるようにするために取り組んでいる。

- **一次予防事業の対象者**

65歳以上の高齢者全般が対象であるが、主に活動的（自立した）な人。

- **二次予防事業の対象者**

65歳以上の介護認定を受けていない高齢者で、厚生労働省が作成した25項目の「基本チェックリスト」による判定で、要支援又は要介護状態になる恐れがあるとされた人。

- **日常生活圏域**

介護サービスの安定的な提供のために、地理的条件、人口、交通事情、介護関係施設の整備状況など、高齢者の日常生活の状況等を総合的に勘案して定められる区域。鎌倉市では、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を設定している。

- **認知症**

知能、記憶といった脳の機能が後天的に低下する状態で、うつ病など他の病気と誤解されることもある。また、認知症が起因する人格障害や異常行動を伴う症状の深刻化によって、家族の介護負担の増加も懸念されている。

- **認知症対応型共同生活介護**

認知症の要介護者について、その共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

- **民生委員児童委員**

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された人が、地域住民から社会福祉にかかわる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活を送れるように、行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。なお、児童福祉法における「児童委員」は、民生委員が兼ねることとなっているため、「民生委員児童委員」という呼び方が正式である。

- **メタボリックシンドローム**

腹部の内臓周囲に脂肪が蓄積する内臓脂肪型肥満に、高血糖、高血圧、脂質異常を複数併せ持つ状態をいう。